

埼玉県地域リハビリテーション推進協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域において生き生きとした生活を送ることができるよう、地域包括ケアにおける保健・福祉・医療などの連携のもとに地域リハビリテーションの適切かつ円滑な推進を目的として、埼玉県地域リハビリテーション推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域リハビリテーション支援の適切かつ円滑な推進に関すること。
- (2) 地域リハビリテーション支援体制に係る基本方針等に関すること。
- (3) その他地域リハビリテーション推進のために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、学識経験者、保健・福祉・医療等関係団体及び埼玉県関係者のうちから福祉部長が委嘱する委員をもって構成する。

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選とし、副会長は委員のうちから会長が指名する。
2 会長は、協議会の会務を総括し、会議の議長となる。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は必要に応じて会長が招集する。
2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(委員以外の出席)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福祉部地域包括ケア課に置く。

(顧問)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、顧問を置くことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年8月29日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、最初の会議は、福祉部長が招集する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。